

新型コロナウイルスの感染がさらに拡大しています。
町民のみなさまの健康を守るため、今後の状況によっては、
『広報やおつ』もしくは『お知らせ版』などに掲載している
行事・イベントが中止になることがあります。
みなさまのご理解をお願いします。



(健康福祉課)

戦没者等のご遺族のみなさまへ

第十一回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に、特別弔慰金(記名国債)が支給されます。

第十一回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

- 支給内容 額面 25 万円、5年償還の記名国債
- 請求期間 令和2年4月1日から令和5年3月 31 日
(期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。)
- 請求窓口 八百津町役場 健康福祉課(ファミリーセンター内)
- その他 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。
ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。

お問い合わせ先
健康福祉課
☎43-2111
(内線2568)
または、岐阜県庁
健康福祉部地域福祉課
社会援護係
☎058-272-1111
(内線2520)

(八百津町食生活改善推進協議会)

ごきぶり団子づくり講習会のご案内

日増しに暖かくなり、害虫の発生する季節がやってきます。

これらは病原体を運び、私たちの健康に悪影響を及ぼすと言われています。

このような健康被害を防ぐ、体に優しい『ゴキブリ団子』を作ってみませんか？

お気軽にご参加ください。ご予約をお待ちしております。

- と き 5月9日(土) 午前9時から
- と ころ ファミリーセンター 1階 調理室
- 参加費 200円
- 持ち物 エプロン、ビニール手袋
- 定 員 30名
- 申込方法 4月24日(金)までに、食改員または右記へ電話でお申し込みください。

お問い合わせ先
八百津町食生活改善
推進協議会
事務局:健康福祉課
健康増進係
☎43-2111
(内線2561・2562)

(名古屋国税局)

税務職員採用試験 受験者を募集します

国税庁は、所得税、法人税、相続税などの直接税と、消費税、酒税などの間接税の賦課や徴収を行う官庁で、国の財政基盤を支える重要な仕事をしています。

その中で、税務職員は、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして専門知識を駆使し、業務を行います。

- 受験資格 1. 令和2年4月1日現在、高等学校または中等教育学校の卒業から3年以内の方および令和3年3月までに卒業見込みの方
2. 人事院が1に掲げる条件に準ずると認める方

- 申込方法 6月22日(月)午前9時から7月1日(水)までの期間に、インターネット「人事院ホームページ」からお申し込みください。

【人事院HP】

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネットでの申し込みができない環境にある場合は、右記へお問い合わせください。

- 試験日程 【第1次試験】9月6日(日)
試験内容:基礎能力試験、適性試験、作文試験
合格発表:10月8日(木)

【第2次試験】10月14日(水)から10月23日(金)までの指定日
試験内容:人物試験(個別面接)、身体検査
最終合格発表:11月17日(火)



お問い合わせ先
名古屋国税局
人事第二課 試験係
☎052-951-3511
(内線3451)